

別表第1 建築確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	確認申請		
	認証	その他	
		3号	3号以外
100㎡以内のもの	21,000	23,000	32,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	27,000	30,000	41,000
200㎡を超え300㎡以内のもの	42,000	47,000	59,000
300㎡を超え500㎡以内のもの	46,000	51,000	66,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	95,000	96,000	
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	137,000	142,000	
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの		252,000	
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの		348,000	
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの		444,000	
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		492,000	
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの		636,000	
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの		840,000	
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの		1,272,000	
100,000㎡を超え200,000㎡以内のもの		1,810,000	
200,000㎡を超えるもの		2,352,000	

**【経過措置】**

法第6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の計画変更に係る確認手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日引受分まで)

**＜手数料の加算＞**

1. 構造計算書又は壁量計算の添付を要する建築物は、1の建築物につき別表6に定める額を加算する
2. 確認申請にルート2による構造計算書の審査を要する建築物を含む場合は、建築物ごとに別表第7に定める額を加算する。
3. 各種検証法及び天空率を用いた場合は、別表第5に定める額を加算する。
4. 省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして仕様基準若しくは誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）を使用する場合は別表第11に定める額を加算する。
5. 建築物を既存建築物に増築する場合は当該既存建築物の床面積の二分の一に、当該増築に係る部分を加えた床面積の額とする。
6. 消防同意又は浄化槽明細書等の送付を要する場合は、次の額を加算する。  
消防同意を要する場合 3,000円（防火、準防火地域外の住宅附属建物を除く）  
浄化槽明細書等の送付を要する場合 1,500円

## 別表第2 中間検査手数料

(単位：円)

床面積の合計	中間検査			
	当機関で直前の確認済証を受けたもの		他機関で直前の確認済証を受けたもの	
	3号	3号以外	3号	3号以外
100㎡以内のもの	23,000	30,000	26,000	33,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	32,000	39,000	36,000	43,000
200㎡を超え300㎡以内のもの	44,000	55,000	49,000	61,000
300㎡を超え500㎡以内のもの	48,000	61,000	53,000	68,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	77,000		85,000	
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	115,000		127,000	
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	168,000		185,000	
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	204,000		225,000	
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	265,000		292,000	
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	324,000		357,000	
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	360,000		378,000	
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	468,000		492,000	
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	732,000		769,000	
100,000㎡を超え200,000㎡以内のもの	1,020,000		1,071,000	
200,000㎡を超えるもの	1,404,000		1,475,000	

## 【経過措置】

法第6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の中間検査手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日引受分まで)

## &lt;手数料の加算&gt;

法第6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年4月1日以後に着工した建築物の中間検査手数料は、次に該当する場合には、別表第2の手数料に、それぞれ記載の額を加算する。

- |               |            |
|---------------|------------|
| ①構造計算書添付の場合   | 別表第6に定める額  |
| ②壁量計算書添付の場合   | 別表第6に定める額  |
| ③省エネ仕様基準による場合 | 別表第11に定める額 |

別表第3 完了検査手数料

(単位：円)

床面積の合計	完了検査						
	区分	当機関で直前の確認済証を受けたもの		当機関で中間検査合格証を受けたもの		他機関で直前の確認済証又は中間検査合格証を受けたもの	
		3号	3号以外	3号	3号以外	3号	3号以外
100㎡以内のもの	認証	26,000		27,000	34,000	32,000	
	その他	28,000	35,000			34,000	42,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	認証	35,000		36,000	42,000	41,000	
	その他	40,000	44,000			43,000	51,000
200㎡を超え 300㎡以内のもの	認証	46,000		46,000	57,000	51,000	
	その他	48,000	59,000			56,000	68,000
300㎡を超え 500㎡以内のもの	認証	49,000		50,000	62,000	55,000	
	その他	52,000	66,000			60,000	74,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	認証	98,000		97,000		113,000	
	その他	102,000				118,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	認証	136,000		135,000		150,000	
	その他	142,000				157,000	
2,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの		210,000		200,000		231,000	
4,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの		264,000		251,000		291,000	
6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの		316,000		301,000		348,000	
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの		389,000		370,000		428,000	
10,000㎡を超え 20,000㎡以内のもの		529,000		503,000		556,000	
20,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの		636,000		605,000		668,000	
50,000㎡を超え 100,000㎡以内のもの		953,000		906,000		1,001,000	
100,000㎡を超え 200,000㎡以内のもの		1,332,000		1,266,000		1,399,000	
200,000㎡を超えるもの		1,740,000		1,653,000		1,827,000	

## 【経過措置】

法第6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の完了検査手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日引受分まで)

## 〈手数料の加算〉

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価若しくは長期使用構造の確認(以下「省エネ適合性判定等」という。)を要した建築物により建築確認を受けた建築物の完了検査手数料の加算
  - 当機関から省エネ適合性判定等による建築確認を受けている場合の加算額
    - 省エネ適合判定等を要した部分の床面積に応じた別表第8の額
  - 当機関以外から省エネ適合性判定等による建築確認を受けている場合の加算額
    - 省エネ適合判定等を要した部分の床面積に応じた別表第8の額
- 省エネ仕様基準による建築確認を受けた建築物の完了検査手数料は別表第11の額
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、軽微な変更(ルートB)がある場合の加算額(1,000円未満切捨て)
  - 当機関の建築物エネルギー消費性能適合判定業務料金(税抜)×30%
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、省エネ仕様基準等への変更を行った場合の加算
  - 別表第11に定める額
- 完了検査の申請又は検査の結果において、軽微な変更があった場合(直前の確認済証の交付を受けた日以降、完了検査の申請時までに軽微な変更があった場合を含む。)の加算
  - 別表第12に定める額
- 法第6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年4月1日以後に着工した建築物の完了検査手数料(中間検査を受けたものを除く)は、次に該当する場合には、別表第3の手数料に、それぞれ記載の額を加算したものとする。
  - 構造計算書添付の場合 別表第6に定める額
  - 壁量計算書添付の場合 別表第6に定める額
  - 省エネ仕様基準による場合 別表第11に定める額

別表第4 仮使用認定申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	仮使用認定
100㎡以内のもの	52,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	64,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	91,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	156,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	217,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	249,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	333,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	423,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	453,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	501,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	669,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	1,044,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内のもの	1,485,000
200,000㎡を超えるもの	1,893,000

仮使用認定の申請をする建築物に、省エネ適合性が含まれる場合には別表第8に定める額を加算する。

別表第5 確認申請加算手数料

(単位：円)

床面積の合計	加算する手数料		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階避難安全検証法を用いた場合</li> <li>・ 全館避難安全検証法を用いた場合</li> <li>・ 耐火性能検証法を用いた場合</li> <li>・ 防火区画検証法を用いた場合</li> </ul>	天空率を用いた場合（建築基準法第56条第7項各号の一につき	特定天井の検証を用いた場合
2,000㎡以内のもの	30,000	5,000	20,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	50,000		
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	80,000		
50,000㎡を超えるもの	120,000		

別表第6 構造計算加算手数料（建築物ごとに算定し、詳細は手数料規程を参照）

(単位：円)

床面積の合計	加算する手数料
<b>壁量計算</b>	<b>10,000</b>
500㎡以内のもの	20,000
500㎡を超え2,000㎡以内のもの	30,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	40,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	50,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	80,000
50,000㎡を超え200,000㎡以内のもの	120,000
200,000㎡を超えるもの	150,000

1. 当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分を別の建築物とみなして算定する。

別表第7 ルート2基準による構造計算加算手数料  
(建築物ごとに算定し、詳細は手数料規程を参照)

(単位：円)

床面積の合計	加算する手数料
1,000㎡以内のもの	93,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	125,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	144,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	190,000
50,000㎡を超えるもの	352,000

別表第8 省エネ適合性判定等を要する完了検査加算手数料

(単位：円)

省エネ適合性判定に係る部分の床面積	当機関で直前の省エネ適合性判定を受けたもの	他機関で直前の省エネ適合性判定を受けたもの
100㎡以内のもの	9,000	18,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	11,000	22,000
200㎡を超え300㎡以内のもの	15,000	30,000
300㎡を超え500㎡以内のもの	21,000	42,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	25,000	50,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	34,000	68,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	42,000	84,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	53,000	106,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	62,000	124,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	77,000	154,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	105,000	210,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	126,000	252,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	189,000	378,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内のもの	265,000	530,000
200,000㎡を超えるもの	345,000	690,000

1. 建築する部分の一部が省エネ適合性判定を用する場合、当該部分の床面積とする。  
(1,000円未満切り捨て)
2. 仮使用認定部分の床面積は除外する。

別表第9 建築設備に関する申請手数料

(単位：円)

種類	一の建築設備あたりの手数料	
	確認	完了検査
小荷物専用昇降機	14,000	22,000
ホームエレベータ	14,000	22,000
上記以外の昇降機	24,000	31,000

別表第10 工作物に関する申請手数料

(単位：円)

種類	一の工作物あたりの手数料	
	確認	完了検査
広告塔等（政令第138条第1項第3号に規定する工作物）	28,000	35,000
5m以下の擁壁	31,000	39,000
上記以外の工作物（政令第138条第1項第5号に規定する工作物のうち5mを超えるもの並びに同条第2項及び第3項に規定する工作物を除く）	別途見積もり	別途見積もり

別表第11 省エネ仕様基準等の審査又は完了検査の加算手数料

(単位：円)

住宅の種類	加算手数料
一戸建ての住宅	5,000
共同住宅等 (上記以外の住宅)	5,000×N ※Nは仕様の数（全住戸が同一仕様ならばN=1）

別表第12 軽微変更に関する審査の場合の加算額

(単位：円)

軽微な変更の種類	加算額
構造に関する審査を要するもの	5,000
上記以外	2,000